

遊漁船の定義、24年6月19日水産庁の回答より

『船舶により、乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業』

全てのケース乗客8名(船長は釣りをしない)・同じ漁場・同じ魚種・同じ釣り方・燃料代などの経費も同じの想定。

どれか上記定義から外れているケースありますか？

ケースA(遊漁船)	乗船料1名10000円・釣果は乗客持ち帰り
ケースB(漁師)	乗船料無料0円・釣果は船長が販売・水揚げ80000円
ケースC(漁師)	乗船料無料0円・釣果販売分を日当として一人10000円渡す・水揚げ160000円
ケースD(プレジャー)	乗船料無料0円・釣果は乗客持ち帰り・事業関係者乗船接待・事業(本業)利益80000円
ケースE(ユーチューバー)	乗船料無料0円・釣果は乗客持ち帰り・YouTubeで動画アップ広告収入80000円

	乗船料	人数	乗船料計	水揚げ	日当1人	日当計	事業利益	広告料	収入
A	10000	*8	80000	0	0	0	0	0	80000
B	0	*8	0	80000	0	0	0	0	80000
C	0	*8	0	160000	-10000	-80000	0	0	80000
D	0	*8	0	0	0	0	80000	0	80000
E	0	*8	0	0	0	0	0	80000	80000

すべてケースで収入と船長の業務内容は同じです。お金の出どころが違うだけ。

BとCは乗客の魚10000円分を乗船料として頂いたと思いませんか？ 漁は事業ではありませんか？

Cのように人を雇って漁(事業)をしている水産会社たくさんありますよね。

Dは乗船料の代わりに仕事を受ける・Eは民放テレビ番組と同じ。どちらも事業になりませんか？

なぜ登録した遊漁船にだけ救命イカダ・無線義務化ですか？

なぜ遊漁船船長だけ「自ら釣りしません」と宣言する必要がありますか？

乗客の命を預かるのは同じです。金額の多い少ないはありますが実際にすべてのケース存在します。